

## 令和3年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議次第

日時 令和3年3月30日(火)  
午前9時～  
場所 あじさい館 研修室2

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 教育長報告

### 4 議題

- (1) 議案第 6号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について
- (2) 議案第 7号 かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (3) 議案第 8号 かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部改正について
- (4) 議案第 9号 かすみがうら市教育委員会公印規則の一部改正について
- (5) 議案第10号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部改正について
- (6) 議案第11号 かすみがうら市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の新規制定について
- (7) 議案第12号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

### 5 その他

### 6 閉会



## 令和3年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和3年3月30日(火) 開会 午前 9時00分  
閉会 午前 9時55分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 出席委員 教育長 大山 隆 雄  
委員 田 澤 高 保 (教育長職務代理者)  
委員 坂 本 雅 子  
委員 梶 本 梓
- 4 欠席委員 委員 中 島 和 彦
- 5 委員以外の出席者  
教育部長 田 崎 守 一  
学校教育課長 岩 井 雄一郎  
生涯学習課長 仲 澤 勤  
スポーツ振興課長 齋 藤 明  
教育指導室長 奥 沢 哲 也  
図書館長 坂 本 敏 子  
学校教育課 課長補佐 永 田 昌 之 (書記)  
学校教育課 総務担当係長 江後田 忍 (書記)
- 6 議題
  - (1) 議案第6号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について
  - (2) 議案第7号 かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について

【追加議題】

  - (3) 議案第8号 かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部改正について
  - (4) 議案第9号 かすみがうら市教育委員会公印規則の一部改正について
  - (5) 議案第10号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部改正について
  - (6) 議案第11号 かすみがうら市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の新規制定について
  - (7) 議案第12号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。  
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。
- 教育長** それでは、本日は、3名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。  
これより、令和3年かすみがうら市教育委員会3月定例会を開催いたします。  
最初に、事前に送付いたしました2月定例会及び3月臨時会の会議録の訂正内容について、この場で確認させていただきたいと思いますので、訂正等がございましたら、お願いいたします。  
  
(「特になし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。  
それでは、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。  
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。  
  
(資料に基づき3～4月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。  
  
(「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。  
それでは議事に入る前に、令和3年かすみがうら市議会第1回定例会において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いいたします。
- 教育部長** 別紙の資料でございます。「令和3年かすみがうら市議会 第1回定例会における一般質問及び答弁内容」についてご報告いたします。  
初めに、会期につきましては、3月5日から3月24日までの20日間でございます。  
次に、本会議の状況でございますが、発言通告は全体で8名の議員が質

問をいたしております。その内、教育行政に係る発言通告につきましては、2名の議員から質問がございました。

(2)の通告者及び質問主題ですが、通告者は中根議員と設楽議員の2名でございます。質問主題は記載の通りでございます。

ページをお捲り頂きまして、2ページでございます。

(3)の質問及び答弁の趣旨でございます。なお答弁内容については、原文を記載しております。主な点について報告いたします。

最初の中根光男議員からの質問でございます。

国が示している「5年間で1クラス40人学級から35人学級」に対する認識と今後の具体的な取り組みについて」さらには県が行ってきた「加配定数による非正規教員の追加配置に対して、正規採用枠を増やす取り組みについて」、教育長へ何う質問がございました。

1点目の「5年間で1クラス40人学級から35人学級への取り組み」につきましては、本市を含めた茨城県では、「少人数教育充実プラン推進事業」により、小学校第2学年まですでに実施しており、令和4年度からの第3学年から、順次移行していくことを、また2点目の「正規採用枠の拡大」については、今後の35人学級移行に伴い、現在の「講師」から正規採用の「教諭」配置へと移行していくと考えており、本市においても、スムーズに教員が確保できるよう、県南教育事務所をはじめ近隣市の教育長とも連携を図っていく旨を答弁としております。

続きまして3ページです。設楽建夫議員からの質問です。

①番の「小中学校の感染抑止、クラスター対策について」は、三密を避けた学習活動や、スマートフォンを活用した検温アプリ「リーバー」による体温管理、給食時における飛沫防止策としてパーティションの活用、スクールバスや学校の昇降口におけるオゾンガス発生装置による除菌対策など、児童生徒が安全に学校生活を送れるよう取り組んでいることを答弁としております。

②番の「給食費の公会計への移行で何が変わるか、準備状況について」のご質問には、主に、保護者における利便性の向上や、負担軽減などを、また教職員の負担軽減など「学校における働き方改革」の観点からお答えし、現在の準備状況として、保護者への周知を図ると共に、市の口座への振替手続き登録においては、すでに9割を超える方が完了していることを、答弁としております。

続きましてその下の段です。「市内農畜水産物の給食における食材活用の現状について」は、3ページから4ページにかけて記載している通り、給食の主食である米飯については、市内で生産されたコシヒカリのほか、市の農業再生協議会からフクマルの提供を受け、全て、かすみがうら市産のお米を使用していることや、副食（おかず）については年に数回程度、市の農林水産部署より食材の提供を受け、活用方法については具体例を挙げながら地産地消に取り組んでいることを答弁としております。

続きまして4ページの②番「昨年の総括一夏期学校給食実施体制整備について」のご質問については、来年の夏期給食に向けた体制整備については、昨年の経験を踏まえ、霞ヶ浦地区と下稲吉地区の小中学校6校分の給食配膳室への空調設備・設置費用を、また千代田地区の小中学校8校には、スポットクーラーの配置などを新年度予算に計上していることや、委託業者へは調理員の冷房チョッキ着用を業務仕様書に組込んでいくことを答弁としております。

その他、詳細につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通し願います。説明は以上です。

**教 育 長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 無いようでしたら、議事に入ります。  
議案第6号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」を議題といたします。  
事務局、学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

**教育指導室長** それでは3ページをご覧ください。  
議案第6号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」令和3年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

標記の件について、かすみがうら市学校管理規則第19条の2第3項及びかすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規定第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

4ページから5ページをご覧ください。学校運営協力員は地域団体や青少年育成団体、関係機関などの関係者をはじめ、教育に関する理解や見識を有する者のうちから、協力員として適任と判断した者を学校長が推薦したものです。学校長が必要に応じ、学校の教育目標や計画に関することや、教育活動、学校と家庭、地域社会の連携に関することについて意見を求めることができます。

各学校から推薦された33名のうち、番号23下稲吉東小学校の1名のみが新任で、その他32名は再任となっております。

説明は以上でございます。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、議案第6号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第7号「かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。  
事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

**生涯学習課長** 資料6ページとなります。  
議案第7号「かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。令和3年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

標記の件について、かすみがうら市文化財保護審議会条例第4条の規定

に基づき委嘱したく、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第10号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

委嘱する者、委嘱する期間につきましては、次の7ページとなります。

委員の総数が8名でございます。うち1番の方を今回新任をお願いするものでございます。元牛久栄進高校の校長先生で、現在かすみがうら市の歴史博物館で文化財や古文書の整理をやっていただいているということで、推薦するものでございます。期間は令和3年4月1日から2年間、令和5年3月31日まででございます。

以上でございます。

**教 育 長**            ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

**委 員**                文化財保護審議委員の方はそれぞれ見識のある方、つまり学識経験者がほとんどになっているわけですが、そのことについてなんら問題はありませんが、今は女性の活躍といいますか、いろんな組織の中で女性の人たちの力を取り入れて行こうという中で、8名中1名だけというのはどうなのかなと、思うところがあります。ただこの備考に書いてある通り、ここに載っている方々はそれぞれの専門家ですから、ぜひ必要な方だとは思いますが、今後決めていくときに、女性の方で専門的な知識を持っている方を、少しでも多く入るようになっていければいいのではないかと思います。提案です。

**生涯学習課長**            ありがとうございます。ただいま委員からありましたように、さまざまなところで男女共同参画を、私のほうの課でもいろいろ担っているわけですが、そういった面からも積極的に登用できるように、検討していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

**教 育 長**            それでは、そのほか質問がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

**教 育 長**            質疑が無いようですので、議案第7号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**教 育 長**            ご異議なしと認めます。  
よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。  
以上で本日の付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題5件を追加したいとの申し出があります。  
本日の議題に追加してよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

**教 育 長**            ご異議なしと認めます。  
よって、本日の議題に追加することにいたします。  
追加議題について、配布願います。

教 育 長

それでは議事に入ります。  
議案第8号「かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部改正について」及び議案第9号「かすみがうら市教育委員会公印規則の一部改正について」は、改正内容が関連するため、併せて議題といたします。  
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長

それでは議案第8号、第9号についてご説明いたします。  
法令審査会が3月26日ということでありまして、追加議案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
追加でお出ししました資料の1ページをお願いいたします。  
議案第8号「かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部改正について」令和3年3月30日提出、教育長名でございます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及びかすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。  
次の2ページをお願いいたします。  
今回の規程の改正につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。これまでの紙ベースの起案用紙、3ページのものになりますが、このものを使いまして起案決裁していたものを、市長部局に併せまして、4月1日からパソコンでの文書管理システムによる電子決裁とするために、規程を改正するものでございます。  
議案8号については以上でございます。  
続きまして、5ページをお願いいたします。  
議案第9号「かすみがうら市教育委員会公印規則の一部改正について」令和3年3月30日提出、教育長名でございます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及びかすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。  
7ページの新旧対照表をお願いいたします。  
この規則の改正につきましても、議案第8号と同様に、電子決裁システムの導入に伴い規則を改正するものでございます。  
説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第8号及び議案第9号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号及び議案第9号については、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第10号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部改正について」を議題といたします。  
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。



学校教育課長

追加議案8ページをお願いいたします。

議案第10号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部改正について」令和3年3月30日提出、教育長名でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及びかすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

9ページの中段をお願いいたします。

別表第2は机上にお配りいたしましたA4、1枚の表でございます。別表第2は簡単に言いますと、転校する際の条件を表にしたものでございます。ここの条件に合致をしないと転校できないといいますが、転校を許可しないものと現在なっております。

9ページの中段に戻ります。別表第2家庭の事情の部、家庭内暴力等、やむを得ない事情で住民票登録地と異なる住所に居住している場合、款の次に次のように加える。加えるものでございますが、表の一番左側でございます。兄弟姉妹が区域外就学又は学区外就学により希望校に就学している場合、というこのことを条件として付け加えるものでございます。

想定しております一例を挙げますと、別表第2の下から3番目、教育的理由、いじめによりまして児童生徒が転校となった場合、その本人に加え、兄弟姉妹の方がいる場合は、その兄弟姉妹も転校を認めるということを、別表第2に追加するものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第10号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「時間をほしい」との声あり)

教 育 長

では暫時休憩を取ります。

(暫時休憩 5分間)

教 育 長

では会議を再開します。

委 員

この説明の内容でいいと思います。ただ私が知りたいのは、この別表第2というのは、どこに載っているものなのですか。

学校教育課長

はい、8ページの議案第10号の表題にもあります「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則」の中に入っている別表です。規則の中で、この条件をうたっております。

委 員

その中にこの表も入っているわけですね。

学校教育課長

はい、入っております。一部抜粋したものになります。

委員 わかりました。以上です。

教育長 その他にございましたら、お願いします。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第11号「かすみがうら市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の新規制定について」を議題といたします。  
事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、資料の11ページになります。  
議案第11号「かすみがうら市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の新規制定について」令和3年3月30日提出、教育長名でございます。

標記の件について、別紙のとおり、ここ改正ではなく、すみません、制定でございます。制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及びかすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

要綱の内容は次ページからとなります。

文化財保護法が改正となりまして、今までの保存とか、今までは大事に取っておくというものを主眼として法律が定められていましたが、これを活用しようというような方向が、国から打ち出されてきたことが前提となっていて、地域計画というものを策定するものでございます。

こちらにつきまして、協議会の委員定数を20名、歴史や文化、またその保護に関する学識経験者、並びにそれを活用するための観光や商工、まちづくりに関する委員さんも含めるといった形で、この協議会を設置するものでございます。任期は令和3年4月1日から、2年間となるものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明について、資料を確認していただきたいと思います。

教育長 では、会議を進めさせていただきます。ただいまの説明について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 質疑が無いようですので、議案第11号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。  
次の議事に入る前にお諮りいたします。  
議案第12号は、教育委員会事務局の人事に関する内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定によ

り、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第12号は『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

議案第12号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

----- [以下、公開] -----

教 育 長

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。  
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。  
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。  
その他 報告事項又は質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

